

第12回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成19年11月30日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第99号 南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第100号 南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第101号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	17番	佐々木元作君
18番	東寿一君	19番	西塚芳弥君
20番	佐々木由治君		

欠席議員（1名）

16番 小笠原 義 弘 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 赤 石 武 城 君
副 町 長 馬 場 宏 君 総 務 課 長 坂 本 勝 二 君
総務課総務推進監 小萩沢 孝 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 野 雅 司 主 幹 板 垣 悦 子
総 括 主 査 岩 間 孝 幸

開会及び開議の宣告

副議長（佐々木元作君） 本日は、議長が公務出張のため小生副議長が代理を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第12回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時11分）

議会運営委員会委員長の報告

副議長（佐々木元作君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

本日招集されました第12回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催して協議をいたしました。決定事項を報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案3件でございます。よって、本臨時会の会期は本日11月30日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

副議長（佐々木元作君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

副議長（佐々木元作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、副議長において3番、沼畑俊一君、4番、根市勲君を指名いたします。

会期の決定

副議長（佐々木元作君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月30日、1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

諸般の報告

副議長（佐々木元作君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

提出議案提案理由説明

副議長（佐々木元作君） ここで本臨時会に上程されました町長提出議案3件について、町長から提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは第12回南部町議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつを

申し上げます。

本日招集の平成19年第12回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には時節柄なにかとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜ることに厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件は、給与条例の改正案3件であります。これらの案件は期末手当の改正を行うものでありまして、この手当の基準日が12月1日となっているため、本臨時会においてご審議を願うものであります。

それでは、提出案件につきましてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第99号、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町長及び副町長の期末手当を0.05月分引き下げるもので、関係条項を改正するものであります。

次に、議案第100号、南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。教育長の期末手当につきましても、町長及び副町長と同じく0.05月分引き下げるもので、関係条項を改正するものであります。

次に、議案第101号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じ、若年層の給料表の見直しと扶養手当の引き上げ及び期末手当の支給割合を0.05月分引き下げることなどの関係条項を改正するものであります。

今回の期末手当の引き下げにつきましては、今年度の国家公務員に対する人事院勧告では0.05月分の引き上げが勧告されましたが、青森県においては民間格差等を考慮し、0.05月分の引き下げが県人事委員会から勧告されたところであります。当町におきましても、これらを勘案し、期末手当を引き下げることにしたものであります。

以上が本臨時会にご提出いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

副議長（佐々木元作君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第99号の上程、質疑、討論、採決

副議長（佐々木元作君） 日程第4、議案第99号、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（坂本勝二君） それでは、議案第99号についてご説明を申し上げます。

次の2ページをお開き願います。第3条第2項の改正であります、町長及び副町長の期末手当についてであります。12月に支給する場合、100分の170であったものを100分の165に改めるものであります。100分の5、引き下げとなるものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

副議長（佐々木元作君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。13番。

○13番（川守田稔君） 自席でよろしいですか。伺いたいのは、人事院勧告というそのもの自体が地方の末端の自治体にとって、どういう強制力といいますか、指導力といいますか、どういう方向性を持って我々はそういう人事委員会の勧告というのを受けとめなければならないのかということ。例えば、それを無視した場合に何かのペナルティーがあるのか、何か行政運営上において不都合なことが生じてくるのか、その辺の事情を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

副議長（佐々木元作君） 総務課長。

総務課長（坂本勝二君） 人事院は国の組織であります。それから県の場合には人事委員会というのを設置してございますけども、それで、民間の企業でありますと、会社の経営状況によって人件費がそれぞれ動くわけでありまして、公務員の場合にはそれをやらないで人事委員会が公務員に適しているような給与体系を調査して、人事委員会の方で勧告するわけでありまして。それは民間の状況を見て、それに合わせて公務員の給与あるいは手当を動かしていくわけであり

ますので、その勧告に基づいて実施するかしないかは、それぞれ国または県、あるいは市町村が行うわけでありますので、独自性があります。ただ、勧告に基づかないで、例えば、極端な引き上げをする、国よりも多くあるいは県よりもはるかに大きな場合には、それは注意されると思いますし、今度はそれぞれの団体の経営に関わってきますので、民間の給与を参考にしてそれに従っていただきますよということでありますので、極端な縛りはないと思っております。

副議長（佐々木元作君） 13番、川守田君。

○13番（川守田稔君） そうということなのであればですね、そういう全国一律横並びのような、皆さん人事院勧告に右習いのようなそういった姿勢ではなくてですね、給料、そういったものは上げる余裕があれば上げていいわけで、下げなくてはならないのであれば下げなければならないわけで。人事院と地方自治体はそういうバランスを保って今まできたのであればですね、この際、独自のそれぞれの市町村の基準を持って、そういうふうを考えていくのが地方分権であり地方の自立であり、自治体が己の運営に対して責任を持つということである、そういう姿勢であるように私は考えるんですけども、そういうことは不可能なんではないでしょうか。やろうと思えばできないものではないか。何というか、都合のいい人事院勧告のような。今回はこういうふう引き下げという人事院勧告がでているわけですが、もっと独自の基準を自分らで見つけ出していくという姿勢を私は考えたいなと常々考えているんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

副議長（佐々木元作君） 総務課長。

総務課長（坂本勝二君） まず一つは、給与の決定に至るまでですが、国には人事院、それから県には人事委員会があるわけですけども、市町村には人事委員会を設置していません。これは全国の町村あたりはほとんどないと思っておりました。それで、町村の場合には県の人事委員会を参考にして従ったような給与決定の仕方を今まではしてきております。

それから、給与につきましては地方公務員法の中で定めておりますけども、団体の職員は民間の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとありますので、先ほど申し上げましたように、市町村では人事委員会を置かないわけでありますので、県の人事委員会に準じたような決め方をしてございます。これは、大変申しわけないですけども、県内の各市町村そういう形をとっております。あと、町村間の給与の格差は若干ありますけども、例えば階級の

位置取りとかその昇給等の取り扱いによって多少の違いはありますけども、ほとんどはそう差がないと思っております。

以上であります。

副議長（佐々木元作君） 13番、川守田君。

○13番（川守田稔君） 今回はどういうわけで町の三役ということになったのかは、私は詳しくはわかりません。ですけれども、人事院の方向性が引き下げという、その方向に向いているのであればですね、職員初め議員にしてもですね、当然、そういうふうな方向性を示されたわけですから、全体的なことを考えてもいいんだと思うんですね。町には人事委員会がありません、作ればいいんじゃないんですかと単純に考えるわけですよ。私もさまざま調べてこのようなことを言っているわけではないので、地方自治法がその辺をどう規定しているのか私はわかりません。わからないで言っています。ですけれども、国に対しては交付金が足りません、そういうふうな文句を言うばかりではなくてですね、それなりに主体的なそれぞれの市町村の自治体の経営ということに対してはそういう側面も示すことは、やはり、権利の主張ばかりではなくて、主張が権利なのであれば別な部分で義務を意識することは必要なんだと思うんですよ。そういう意味でですね、ほとんどの市町村がそのようでありますということで、一言で片付けるような問題ではないような気がします。そもそも私はそういうことではなくて、少なくとも南部町は独自の路線を考えていったらいかがなものでしょうかというのがこの質問の趣旨なものですから、言いたかったことはそういうことです。答弁がありましたらしてくださっていいですし、ないのであれば構いません。

副議長（佐々木元作君） 町長。

町長（工藤祐直君） 先ほど総務課長も言っているように、強制的ではない。ただ、何かの基準を参考にしていかなければ、何事を決めていく場合にもこれは大変なわけですし、そういう部分で国の人事院勧告または県の人事委員会の勧告、別なわけです。今回も国は0.05引き上げという中で、県は県の経済状況を見て0.05引き下げるという中で、これはあくまでも町の場合は町長提案という中で、いろいろな部分を参考にしながら経済状況を見ながら、引き下げという形で我が町はいこうということでございますので、これも一つの我が町の独自の判断、こういうふう

にご理解いただければと思います。

副議長（佐々木元作君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号の上程、質疑、討論、採決

副議長（佐々木元作君） 日程第5、議案第100号、南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（坂本勝二君） それでは、議案第100号についてご説明申し上げます。

次の4ページをお開き願います。第3条第2項の改正であります。先ほどの議案第99号と同様の改正であり、教育長の期末手当について12月支給分を100分の170から100分の165に改めるものであります。100分の5を引き下げすることとなるものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

副議長（佐々木元作君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号の上程、質疑、討論、採決

副議長（佐々木元作君） 日程第6、議案第101号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（坂本勝二君） 議案第101号についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。第8条第3項の改正であります。配偶者以外の扶養親族の扶養手当が月額6,000円であったものを6,500円に改めるものであります。500円の引き上げです。

第9条第3項の改正は、前条の改正に伴いまして所要の改正をするものです。

18条第2項の改正であります。職員の期末手当に関するところで、12月に支給する場合において100分の160を100分の155に改めることと、同条第3項の改正は再任用職員に対する12月支給の期末手当を100分の85から100分の80にそれぞれ100分の5を引き下げするものであります。

次に、別表第1及び別表第2の改正とありますが、別表第1、これは行政職の給料表でありま

す。それと、別表第2は医療職の給料表です。これは、3つほどありまして、アからウまであります。主に若年層を中心に限定した改正を行うものであります。金額にしますと行政職では200円から2,000円、医療職では200円から2,300円をそれぞれ給料につきましては引き上げを行うものであります。なお給料月額及び扶養手当については、国家公務員、青森県職員に準じた改正になりますが、期末手当につきましてはその地域の実情にあったということで、青森県の職員に準じた改正となります。

次に、21ページをお開き願います。最後のところですが、附則、施行期日等でありまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南部町職員の給与に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用するというものであります。

なお、先ほど町長が申し上げましたけれども、国が引き上げするというのは職員の勤勉手当のところを500円引き上げするわけでありまして、県は引き上げを行わないこととしております。それから、期末手当につきましては、国は改正を行いませんが、県は100分の5を引き下げするというので、ここの部分につきましては県に準じた形を取ります。

以上であります。

副議長（佐々木元作君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花君。

○12番（立花寛子君） この期末手当の改正等について、職員もしくは職員の代表などとの話し合いは持たれたのでしょうか。

副議長（佐々木元作君） 総務課長。

総務課長（坂本勝二君） 町には労働組合がありますので、組合の代表の方々に説明をして、その方々が職員に情報を流していると聞いておりますので、組合の方からは理解をいただいております。

副議長（佐々木元作君） 12番、立花君。

○12番（立花寛子君） 話し合われたということでしたけれども、本来であれば国家公務員の方

に準じて引き上げをしていただきたかったなあと思っておりますが、県のどういう財政事情からこういう引き下げになったのでしょうか。

副議長（佐々木元作君） 総務課長。

総務課長（坂本勝二君） この件につきましては先ほどから申し上げておりますが、財政事情もさることながら、県の人事委員会は、青森県内の企業、民間団体の調査を詳細に行いまして勧告しているものでありますので、本町の場合には国というよりも県が近いということですので、県の人事勧告に準じた形を取ることとしております。

副議長（佐々木元作君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第101号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

一部増額になる項目はあるものの、期末手当の支給割合が引き下げになるのは認められません。職員の給料月額が少ない中で仕事をしている職員の皆さんの意欲を奪う結果になります。全国的に見て青森県は最低賃金が低い地域であり、底上げが行わなければならない地域であります。公務員の給料総額が引き下がることは、いろいろな面に影響を与えます。青森県の民間給料の引き上げを図るためにも、公務員の給料は適正に引き上げていかなければなりません。そういう意味からも、公務員の給料総額の引き下げにつながる結果にあたるため、反対するものであります。以上、反対討論を終わります。

副議長（佐々木元作君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（佐々木元作君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○副議長（佐々木元作君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○副議長（佐々木元作君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 平成19年第12回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には時節柄なにかとご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございました。ご提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき原案のとおりご議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

給与体系につきましては、今後とも地方公務員法の趣旨を踏まえ、国、県の職員や民間企業等の従事者の給料を考慮した給与体系の確立に努めるとともに、町職員においては積極的な研修の実施や職場環境の改善などを行い、活力ある職場にしていきたいと思いますので、議員各位のさらなるご支援ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本臨時会閉会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（佐々木元作君） これで第12回南部町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会副議長 佐々木 元作

署名議員 沼畑 俊一

署名議員 根市 勲